

## 第2章

# 生徒指導と教育課程

### 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程

学校が編成する教育課程は「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画」であり、各教科等の年間指導計画も教育課程の編成の一環として作成されるものです。これら教育課程に係る諸計画に基づき実施される教育活動は、教育課程内の活動と呼ばれます。こうした活動の多くは、いわゆる「授業」という形で行われるために、ともすれば学習指導の場というイメージが強く働き、生徒指導との関係が十分に踏まえられていないことも少なくありません。しかし、第1章でも触れたとおり、学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせません。

したがって、教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要になります。その際、学習指導要領第1章総則の「児童（生徒）の発達の支援」の中の「1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実」に示された視点を具現化することが求められます。

#### 2.1.1 学習指導要領「総則」と生徒指導

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、それぞれの役割を果たすことができるように、「子供一人一人の

発達をどのように支援するか」という児童生徒の発達を支える視点に立つことの重要性が示されました。具体的には、「総則」に示された「①学級・ホームルーム経営の充実、②生徒指導の充実、③キャリア教育の充実、④指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実」です<sup>[\*19]</sup>。要点は、以下のとおりです。

#### ① 学級・ホームルーム経営の充実

学習や生活の基盤として、教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級・ホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行うカウンセリング（→1.3.3. ガイダンスとカウンセリング）の双方により、児童生徒の発達を支援すること。

#### ② 生徒指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

#### ③ キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること（→1.1.3 生徒指導の連関性）。

#### ④ 個に応じた指導の充実

児童生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、性格等が異なることを踏まえ、教員が個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導方法の工夫や、学校の実態に応じた指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

[\*19] 「小学校学習指導要領（平成29年告示）」第1章総則第4 1 児童の発達を支える指導の充実、「中学校学習指導要領（平成29年告示）」第1章総則第4 1 生徒の発達を支える指導の充実、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）」第1章総則第5 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」第1章総則第5 1 生徒の発達を支える指導の充実、「特別支援学校学習指導要領（平成31年告示）」第1章総則第5 1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

これらのことは、ガイダンスとカウンセリングにより、常態的・先行的（プロアクティブ）及び即応的・継続的（リアクティブ）な活動を通して、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」という生徒指導の目的を達成することにもつながります。

### 2.1.2 学習指導と生徒指導

学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」のバランスの取れた育成を重視しており、学習指導と生徒指導との関連を意識しながら、日々の教育活動を充実していくことが重要です。このことは、学習指導を担う教員が同時に生徒指導の主たる担い手にもなるという日本型学校教育の特徴を最大限に発揮させることでもあります。

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められています。また、生徒指導においては、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認することが求められます。個別の問題行動等への対応といった課題早期発見対応及び困難課題対応的生徒指導にとどまることなく、全ての児童生徒を対象にした課題未然防止教育、さらには一人一人のキャリア形成等も踏まえた発達支持的生徒指導の視点が重要になります。学習指導要領の趣旨の実現に向け、全ての子供たちが自らの可能性を発揮できるように「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していく上で、特に発達支持的生徒指導の考え方を生かすことが不可欠です。

### 2.1.3 学級・ホームルーム経営と生徒指導

教育課程における活動は、学級・ホームルームという土台の上で実践されます。学級・ホームルームは、学校における生活集団であり、学習集団であり、生徒指導の実践集団であると捉えることができます。

学級・ホームルームは、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級・ホームルームで過ごすため、自己と学級・ホームルームの他の成員との個々の関係や自己と学級・ホームルーム集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなります。教員は、個々の児童生徒が、学級・ホームルーム内でよりよい人間関係を築き、学級・ホームルームの生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように、学級・ホームルーム内での個別指導や集団指導を工夫することが求められます。

学級・ホームルーム経営の内容は多岐にわたりますが、学級・ホームルーム集団としての質の高まりを目指したり、教員と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることが中心的な内容と言えます。学級・ホームルーム担任は、学校の教育目標や学級・ホームルームの実態を踏まえて作成した学級・ホームルーム経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行い、学級・ホームルーム経営を展開します。その点において、児童生徒が自主的・実践的によりよい生活や人間関係を形成しようとして展開される特別活動は、結果として児童生徒が主体となって集団の質を高めたり、より深い人間関係を形成したりすることにつながります。

学級・ホームルーム経営は、年度当初の出会いから始まる生活づくりを通して、学級・ホームルーム集団を、共に認め・励まし合い・支え合う集団にしていくことを目指します。これは、児童生徒の居場所をつくり、失敗や間違いを通して皆で考え、支え合い、創造する集団、つまり、生徒指導の実践集団を育てることでもあります。その際に、児童生徒の発達を支えるという視点が重要になります。なぜなら、児童生徒は、それぞれが直面する課題を解決することによって自己実現し、自己指導能力を育てていくからです。学級・ホームルーム経営で行う生徒指導は、発達支持的生徒指導と課題未然防止教育を実践することに他なりません。

学級・ホームルーム経営では、児童生徒自身が学級や学校生活、人間関係をよりよいものにするために、皆で話し合い、皆で決めて、皆で協力して実践することを通じて、学級・ホームルームの友達のよいところに気付いたり、良好な人間関係を築いたり、学級・ホームルームの雰囲気がよくなったりすることを実感することが大切です。このように学級・ホームルーム活動における自発的・自治的な活動を通して、学級・ホームルーム経営の充実を図ることで、学級・ホームルームにおいて、お互いを尊重し合う温かい風土が醸成されます。こうした主体的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合

えるような学級・ホームルーム集団となることが、個々の児童生徒が自己有用感や自己肯定感などを獲得することにつながります。

これらの実践は、学校・学年及び学級やホームルームの特性を踏まえた年間指導計画に基づいて取り組まれます。年間指導計画の中でも、特に4月の出会いの時期は大切です。この時期の体験が年間を通した生活集団・学習集団・生徒指導の実践集団の基盤となるからです。この時期に、学級・ホームルーム集団の中で役割を担ったり協力し合って活動したりして自己存在感を実感できるようにし、自己肯定感を獲得するように働きかけることが求められます。さらに、学級・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動を中心として、教職員と児童生徒、児童生徒同士の共感的で温かな人間関係を築くことが重要です。

また、一人一人の児童生徒が発達課題を通して自己実現するためには、児童生徒自身による規範意識を醸成することも大切です。児童生徒が規範意識を身に付けることが、児童生徒にとって安全・安心な居場所づくりへとつながるからです。このような学級・ホームルームにおいてこそ、安心して自らの意見を述べたり、自己の仮説を発表したり、他者の意見や考えを共感的に受け止めたりすることが可能になります。自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、児童生徒が主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けていくことになります。

なお、全ての児童生徒を対象としたいじめや暴力行為等の課題の未然防止教育は、自己指導能力を育てるとともに、自己の在り方生き方や進路に関わる教育とも言えるものです。児童生徒の社会的自己実現を支える教育は、キャリア教育（進路指導）と密接に関連し、相互に作用し合うものです。そのため、キャリアを形成していく上で必要な基礎的・汎用的能力<sup>[\*20]</sup>を児童生徒が身につけることを、学級・ホームルーム経営の中に位置付けて実践することも重要です。また、学校経営の中に生徒指導の視点がしっかりと位置付けられ、それに基づいた学年の取組や学級・ホームルーム経営が教職員の共通理解に基づいて行われ、さらには個々の教職員の指導や援助が行われることが求められます。

[\*20] 「基礎的・汎用的能力」とは、キャリア教育において育成すべき力として示された「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の4つの能力のことである。「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」中央教育審議会（平成23年）。

### 2.1.4 教育課程編成上の留意点

各学校の教育課程に基づく教育活動の充実を図る上では、学校の教育目標の設定が重要となります。具体的には、教育基本法等の法令や学習指導要領などに基づき、児童生徒の実態や地域の状況、さらには都道府県や市町村の教育目標等も参考にしながら、学校の教育目標を明確にすることが求められます。その上で、目標を達成できるように、あるいは、目標に少しでも近づけるように、年度の時間割や学校行事等を組み立てます。

その際に大切なことは、次の三点です。

- ①「この教育目標の達成に向けて協働したい」と全教職員が思えるような目標を設定すること
- ② 保護者や地域からの協力<sup>〔\*21〕</sup>が得られるように目標の共有に努めること
- ③ 教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能になるような具体性のある教育目標を設定すること

## 2.2 教科の指導と生徒指導

教科<sup>〔\*22〕</sup>は、教育課程を構成する基本的な要素であり、大部分を占めています。教科には、目標や内容が設定されており、学校教育全体の目標を踏まえたものになっています。そのため、各教科の目標の中には生徒指導の目的と重なり合うものがあります。教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要です。また、教科指導の大半は、学級・ホームルームを単位とした授業により進められます。授業を進めるに当たっては、個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切です。

〔\*21〕 教育課程の編成についての基本的な方針については、家庭や地域とも共有されるよう努めることが求められている（小学校学習指導要領第1章の第2の1、中学校学習指導要領第1章の第2の1、高等学校学習指導要領第1章第2款の1）。その背景にあるのは、児童生徒に求められる資質・能力とは何かを学校と社会とが共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の観点である。

〔\*22〕 教科とは、各校種の学習指導要領で示されている「各教科」を指している。具体的には、小学校及び中学校は「第2章 各教科」を、高等学校は、「第2章 各学科に共通する各教科」と「第3章 主として専門学科において開設される各教科」である。